

令和2年度 第1回

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団理事会

議 案 書

令和2年6月11日

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団

目 次

令和2年度第1回理事会提出議案総括表	1
--------------------------	---

【議決事項】

議案第1号 令和元年度事業報告及び決算報告について	2
議案第2号 令和2年度定時評議員会の招集について	3
議案第3号 評議員候補者の推薦について	4
議案第4号 評議員選任・解任委員の選任同意について	5
議案第5号 常務理事の退任及び後任の選任について	6

【報告事項】

報告第1号 理事長の専決処分について	7
報告第2号 経営再建計画等の取り組みについて	8
報告第3号 新型コロナウイルス感染症対応等について	9

令和2年度 第1回 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団理事会提出議案総括表

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団定款第24条の規定に基づき、下記のとおり議案を提出します。

記

- 議案第1号 令和元年度事業報告及び決算報告について
- 議案第2号 令和2年度定時評議員会の招集について
- 議案第3号 評議員候補者の推薦について
- 議案第4号 評議員選任・解任委員の選任同意について
- 議案第5号 常務理事の退任及び後任の選任について

- 報告第1号 理事長の専決処分について
- 報告第2号 経営再建計画等の取り組みについて
- 報告第3号 新型コロナウイルス感染症対応等について

令和2年6月11日

提出者 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団

理事長 横田 勇

議案第 1 号

令和元年度事業報告及び決算報告について

定款第 24 条、定款細則第 3 条第 1 号及び理事会の運営に関する規程第 4 条第 10 号の規定に基づき、令和元年度事業報告及び決算報告について、監査報告書を添えて承認を求めます。

- 1 令和元年度事業報告書
別冊のとおり
- 2 令和元年度決算報告書
別冊のとおり
- 3 監査報告書
別紙のとおり（当日配布）

議案第 2 号

令和 2 年度定時評議員会の招集について

令和 2 年度定時評議員会を招集することについて、豊島区社会福祉事業団定款第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり理事会の決議を求めます。

記

令和 2 年度社会福祉法人豊島区社会福祉事業団定時評議員会

1. 日時

令和 2 年 6 月 26 日（金）午後 1 時 30 分から 3 時 30 分ごろまで

2. 場所

特別養護老人ホーム風かおる里 4 階

3. 議題

(1) 令和元年度事業報告及び決算報告について

(2) 理事の選任について

(3) 経営再建計画等の取り組みについて

(4) 新型コロナウイルス感染症対応等について

※参考

◇豊島区社会福祉事業団定款<抜粋>

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 (略)

議案第3号

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団評議員候補者の推薦について

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団評議員候補者として下記のとおり評議員選任・解任委員会に推薦したいので、社会福祉法人豊島区社会福祉事業団定款第6条第3項の規定に基づき、決議を求めます。

記

1 評議員候補者

要件	摘要	氏名	欠格事由	兼職状況	特殊関係	反社会的勢力
社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者	豊島区保健福祉部長	田中真理子	非該当	兼職なし	非該当	非該当

2 任期

令和2年6月11日（評議員選任・解任委員会で選任された日）から
令和3年6月定時評議員会の終結の時まで

(説明)

評議員に欠員が生じているので、これを補充するため、提案します。

※参考

◇豊島区社会福祉事業団定款〈抜粋〉

(評議員の選任及び解任)

第6条 当法人に評議員の選任及び解任を行うために、評議員選任・解任委員会（以下「選任・解任委員会」という）を置く。

2 選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。

3 評議員の選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。

4 理事会が選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を選任・解任委員会に説明しなければならない。

5 選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

議案第 4 号

豊島区社会福祉事業団評議員選任・解任委員の選任同意について

豊島区社会福祉事業団評議員選任・解任委員に下記の 1 名を選任したいので、豊島区社会福祉事業団評議員選任・解任委員会の運営に関する規程第 3 条第 1 項の規定に基づき、同意を求めます。

記

1 評議員選任・解任委員

No.	氏名	摘要
1	渡邊 圭介	豊島区保健福祉部福祉総務課長

2 任期

令和 2 年 6 月 11 日から令和 3 年 3 月 29 日まで

(説明)

評議員選任・解任委員に欠員が生じているので、これを補充するため、提案します。

※参考

◇社会福祉法人豊島区社会福祉事業団評議員選任・解任委員会の運営に関する規程<抜粋>

(構成)

第3条 委員会の委員は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成し、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

2 (略)

議案第 5 号

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団常務理事の退任及び後任の選任について

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団常務理事の退任及び後任の選任について、豊島区社会福祉事業団定款第 16 条第 2 項及び第 24 条第 3 号の規定に基づき、下記のとおり理事会の承認を求めます。

記

1. 常務理事の退任

(1) 退任の事由

桐生建樹常務理事から、令和 2 年 6 月 10 日付で理事の辞任届が提出されたため。

(2) 退任の期日

令和 2 年 6 月 25 日

2. 後任の常務理事の選任

(1) 選任方法

桐生建樹常務理事の退任前に、予め後任の選定を行う。令和 2 年度定時評議員会で選任される桐生理事の後任理事(佐野功事業団事務局長を予定)を常務理事に選任する。

(2) 任期

令和 2 年 6 月 26 日（令和 2 年度定時評議員会で選任された日）から
令和 3 年 6 月定時評議員会の終結の時まで

※参考

◇豊島区社会福祉事業団定款<抜粋>

(役員の数)

第15条 当法人には、次の役員を置く。

(1)理事 6名以上8名以内

(2)監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とし、常務理事と称する。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

報告第1号

理事長の専決処分について

定款第24条ただし書き及び定款細則第4条第12号の規定に基づき、理事長が専決処分した事項について、次のとおり報告します。

No.	専決処分事項名	内 容
1	西巣鴨さくらそう保育園運営 規程（平成26年3月31日理 事長決裁） の一部改正 【専決処分年月日】 令和2年3月31日	【改正理由】 0歳児保育の需要が満たされていることにより、0歳児の定員を改めることに伴い、入園定員を改めるため改正した。 なお、ただし書き「150名までは増員可能とする。」は、増員する予定がないことから、削除した。 【改正内容】 保育園の入園定員を142名から137名に改めた。 【施行日】 令和2年4月1日。

報告第2号

経営再建計画等の取り組みについて（概要）

1. 経緯

- ①選ばれる事業所の実現と、その結果としての事業収益増が、緊急かつ最重要の課題であること。
- ②進行管理が中断していた第5次経営改善計画（以下、「第5次」という）が、中間年度を経過していたため、そのローリングとともに、経営状況の分析を行う必要があること。

以上の必要性から、『選ばれる事業所チーム』と『現状分析チーム』の2チームを立ち上げ、経営再建に向けた抜本的な取り組みを進める方針を決定した（令和元年7月9日、第7回経営会議）。

なお、『現状分析チーム』は、②の目的達成後に『新計画策定チーム』として改組し、引き続き新計画の策定に当たることとした。

2. 『選ばれる事業所チーム』の取り組み

理事長、管理職2名、介護現場からの選抜メンバー12名の計15名で構成し、事業収益向上策に特化した検討を行い、計21項目の「選ばれる事業所になるための取り組みリスト」を第17回経営会議に提出した。内容はパンフレットや法人グッズの製作、事業所対抗戦や足温浴を活用したゲーム、パソコン教室、アニマルセラピー等の企画、カラオケ機器やリハビリマシンの導入・更新、ユニフォームの刷新やホームページの充実など、利用者の満足度向上を目指すとともに、ケアマネジャーや家族に対するサービスの見える化を図って、効果的なPRを推進する取り組みを提言している。9項目は既に令和2年度予算に計上済みであり、今後も実現に向けて取り組んでいく。

3. 『現状分析チーム』の取り組み

事務局長、管理職5名、その他職員5名の計11名で構成し、「第5次」の検証・評価と、経営状況の分析を行い、12月10日に検討結果報告書を第17回経営会議に提出した。報告書は、「第5次」記載事項の達成度等を項目ごとに評価したうえで、

- ①「第5次」の計画内容と現状の乖離が極めて大きい（特に介護人材不足が極めて深刻である）ことから、「第5次」を中断して、経営再建に向けた新たな計画を策定すべきこと。
- ②新計画には、介護事業における事業規模の縮小・再編、区立保育園の新規受託、人材確保・育成等の具体的な方策を盛り込むべきこと。

を提言した内容となっている。

4. 『新計画策定チーム』の取り組み

理事長と全管理職、その他職員7名の計17名で構成し、『現状分析チーム検討結果報告書』の提言に沿った『経営再建計画』を策定。3月16日の第5回理事会に提案して承認された後、3月30日の第3回評議員会に報告した。

5. 区への説明・要望等

3月31日に、副区長に『経営再建計画』の概要を報告・説明。5月14日に両副区長に、別途作成した説明用資料であらためて説明。5月29日に区長へも説明を行い、同日保健福祉部長に、土地賃借料支払いの一定期間凍結、施設改修費用の負担率見直し、本部運営費補助金の交付、デイサービス事業整理縮小の協議、についての要望書を提出した。

以上

新型コロナウイルス感染症対応等について

1 各事業所、職員への指示事項等（法人内対応）

第1弾（1月31日）

本人または家族の体調不良時の職場への報告、り患時の就業禁止と職場復帰の際の陰性診断書提出。

第2弾（2月17日）

り患したとみられる具体的症状の説明（37.5℃以上等）、本人又は同居家族がPCR検査を受けた職員の措置について（陰性の結果が出るまで就業禁止）。

第3弾（2月20日）

入所者家族の面会の一部禁止（発熱時等、土日祝及び夜間）、ボランティア・実習生・関連業者の出入り禁止（発熱時等）。

第4弾（2月25日）

職員の出勤前検温、デイ・ショート利用者の自宅での検温、特養面会者の施設入場時検温、職員・家族の人込みへの外出・イベント参加の自粛、施設のイベント中止。

第5弾（2月28日）

3月末まで特養・グループホームの面会中止（看取りを除く）、ボランティアの受け入れ全面中止、施設の会議室・集会室の貸し出し中止。

第6弾（3月17日）

本人・濃厚接触者感染時の就業禁止（職免）、感染疑いの場合の報告義務、所属長による療養専念指示義務、職場復帰時に必要な手続き等。

第7弾（4月2日）

緊急事態宣言が出されたため、第5弾の内容を5月6日まで延長。

第8弾（4月3日）

調理・清掃委託等施設・事業所内で1時間以上にわたって業務に従事する業者に対する就業前検温、手洗い、健康状態聞き取り、業者対応（玄関に近い所定のスペースで行う）、設備・機器の点検修理は実施先送り。

第9弾（4月9日）

特に留意することとして業者の検温、手洗いの確認、健康状態の聞き取り、利用者の送迎中のマスクの着用、職員、家族が感染防止策の徹底を期すべきこと。

第10弾（5月1日）

緊急事態宣言延長に伴う、これまでの措置の延長（緊急事態宣言期間中）。

第11弾（5月11日）

感染・発熱等の目安の変更（37.5℃以上を削除）。

第12弾（5月22日）

これまでの措置を5月31日まで継続。

第13弾（5月26日）

6月1日以降特養・グループホームの面会禁止解除（事前予約制等の制限あり）、設備・機器の点検修理先送りの解除、デイサービス・ショートステイ利用自粛要請の撤回、施設のイベント中止解除（制限あり）、業者対応場所・納品場所の制限解除、理美容の再開、その他の措置の継続。

2 対外的対応（ホームページにアップするとともに、郵送等による周知も実施）

（1）居宅介護支援事業所向け通知

4月9日：緊急事態宣言期間中のハイリスクの方へのデイサービス事業継続と、それ以外の方へ利用自粛のお願い(協力依頼)

4月15日：ショートステイに関する同趣旨の通知

5月1日：緊急事態宣言延長に伴う、協力依頼期間の延長

5月26日：緊急事態宣言解除に伴う対応（協力依頼を5月31日で解除する）

（2）デイサービス・ショートステイ利用者のご家族向け通知

4月9日、4月15日、5月1日、5月26日※に（1）と同趣旨の通知を发出

※5月26日には、特養ホーム・グループホーム・ケアハウスの面会中止解除もあわせて、ホームページにアップ。

3 長崎第二豊寿園の休園について

4月10日（金）：利用者1名の体調が悪化（38.1℃）したため、職員が車で病院へ搬送。主治医の判断でPCR検査の実施が決定された。

4月11日（土）～4月15日（水）：臨時休園とし、職員は自宅待機。園長は施設で待機。

4月16日（木）：「陰性」の連絡があり、開園を決定したが、肺炎で入院中の当該利用者と家族に対して、改めて検査が行われることとなった。

4月17日（金）：施設再開。

4月18日（土）：当該利用者の担当ケアマネから再検査の結果「陽性」との連絡。池袋保健所より「利用者8名と職員7名を要健康観察者として扱う」との連絡あり。当日午後から4月26日（日）までの休園を決定。園長、主任等、及び地域支援課長は施設で待機し、利用者・ご家族・関係機関等との連絡調整に当たる。

4月24日（金）：要健康観察者全員の健康状態に支障がないことを確認。開園を決定。

4月27日（月）：施設再開。

4 その他

（1）保育園について

区は4月2日付で、区内全園に登園自粛要請を发出したが、その後緊急事態宣言の发出を受けて4月10日からは休園となり5月30日まで継続した。なお、休園中でも保護者が医療、警察、消防、介護等に従事している場合は「応急保育」として保育を継続した。

6月1日からは通常保育となったが、保護者の勤務先が休業等の場合は引き続き登園自粛を要請している。

また、休園中の保護者の精神的な負担軽減のために、「としま保育園安全安心メール」を活用した情報提供や、各担任が定期的に保護者に電話をして家庭状況等を確認した。

休園中は職員も自宅待機（職免）としたが、応急保育や保育準備等で一部出勤した。

（2）職員の勤務体制（テレワーク等の対応）について

緊急事態宣言の影響で勤務が困難となる職員の調査を実施（4月9日集計、支障が出る職員は保育園を除いて55名）。

テレワークを弾力的に運用。6月1日以降は対象職員を限定。

現在、事業継続緊急対策（テレワーク）助成金を申請中。

（3）事業収入への影響

デイサービス、ショートステイ、同行援護について、相当の減収が見込まれます。

以上